

掛川市条例第15号

掛川市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市公共下水道条例の一部を改正する条例

掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>（特定事業場から排除される下水の水質の基準）</p> <p>第12条 特定事業場から終末処理場を有する公共下水道に排除される下水の水質に係る法第12条の2第3項の規定による基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p><u>(1)</u>（略）</p> <p><u>(2)</u>（略）</p> <p><u>(3)</u>（略）</p> <p><u>(4)</u>（略）</p> <p>2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して終末処理場を有する公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、<u>同項第1号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第2号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリ</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p><u>第4章の2 公共下水道の構造の技術上の基準等（第23条の2—第23条の3）</u></p> <p>第5章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>（特定事業場から排除される下水の水質の基準）</p> <p>第12条 特定事業場から終末処理場を有する公共下水道に排除される下水の水質に係る法第12条の2第3項の規定による基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p><u>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満</u></p> <p><u>(2)</u>（略）</p> <p><u>(3)</u>（略）</p> <p><u>(4)</u>（略）</p> <p><u>(5)</u>（略）</p> <p><u>(6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満</u></p> <p><u>(7) 燐^{リン}含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満</u></p> <p>2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して終末処理場を有する公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、<u>同項第1号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、同項第2号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超</u></p>

ラム未満」と、同項第3号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。

(除害施設の設置)

第13条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道に排除するときは、除害施設を設けなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して終末処理場を有する公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第3号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第5号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。

(使用開始等の届出)

え8.7未満」と、同項第3号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第6号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」と、同項第7号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラム未満」とする。

(除害施設の設置)

第13条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道に排除するときは、除害施設を設けなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(9) リン含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

(10) (略)

(11) (略)

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して終末処理場を有する公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第3号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、同項第4号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第5号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第6号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第8号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」と、同項第9号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラム未満」とする。

(使用開始等の届出)

<p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7の規定による届出があった場合は、当該届出を第1項の規定による届出とみなす。</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>第5章 行為の許可等 (行為の許可)</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法第11条の2、法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7の規定による届出があった場合は、当該届出を第1項の規定による届出とみなす。</u></p> <p>(資料の提出)</p> <p>第23条 (略)</p> <p><u>第4章の2 公共下水道の構造の技術上の基準等</u></p> <p><u>(公共下水道の構造の技術上の基準)</u></p> <p><u>第23条の2 法第7条第2項の条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、施行令第5条の8から第5条の11までに規定する基準とする。</u></p> <p><u>(終末処理場の維持管理)</u></p> <p><u>第23条の3 終末処理場の維持管理は、施行令第13条各号に規定するところにより行うものとする。</u></p> <p>第5章 行為の許可等 (行為の許可)</p> <p>第24条 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。